CBON
To create and produce the beauty

各　　位

平成24年3月15日

会社名　株式会社シーボン
代表者名　代表取締役社長　金子　靖代
（コード番号：4926）
問合せ先　取締役管理部担当　諏佐　貴紀
（TEL：044－979－1234）

「従業員持株会信託型ESOP」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本制度の導入趣旨

当社は、当社従業員に対して業績向上へのインセンティブを付与し、経営への参画意識を高めることにより、当社の企業価値の向上を図るべく本制度を導入いたします。

２．本制度の概要

本制度は、「シーボン従業員持株会」（以下、「持株会」）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」）を設定し、持株会信託は持株会が今後一定期間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で予め取得いたします。

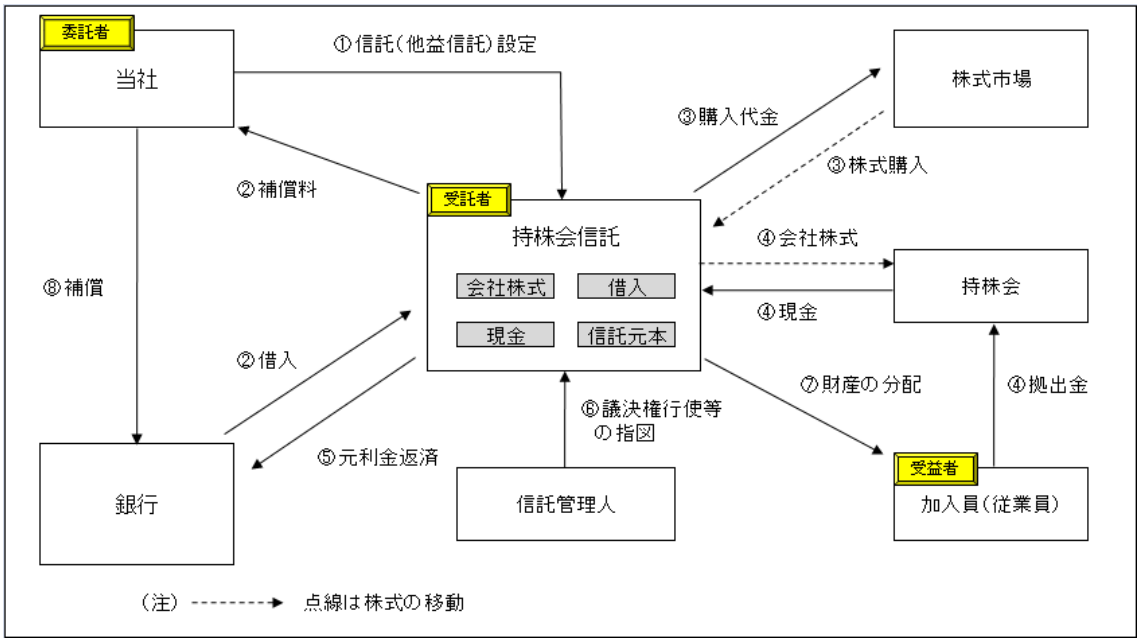
その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

持株会信託における株式関連業務については、当社の主幹事証券会社である大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が行う予定です。

なお、本制度導入にあたって設定する信託の設定時期、期間、株式の取得価格の総額、株式の取得方法等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

３．本制度の仕組み



① 当社は、信託契約において予め定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として持株会信託を設定します。

② 持株会信託は、借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当社、持株会信託及び借入先銀行の三者間で補償契約を締結します。当社は当該補償契約に基づき持株会信託の借入について補償を行い、その対価として補償料を持株会信託から受け取ります。

③ 持株会信託は、持株会が今後の一定期間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を予め定める取得期間内に取得します。

④ 持株会信託は、信託期間を通じ、保有する当社株式を、原則として予め定められた一定の計画に基づき機械的かつ継続的に、持株会に対して時価で売却します。

⑤ 持株会信託は持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、借入の元利金返済に充当します。

⑥ 信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当社株式の議決権行使その他の信託財産の管理の指図を行います。

⑦ 上記⑤による借入金の返済後に持株会信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として確定し、かかる受益者に対して、算出される持分割合に応じて信託財産が分配されます。

⑧ 上記⑤による借入金の返済後に持株会信託に借入債務が残存する場合には、上記②記載の補償契約に基づき、当社が残存債務を支払います。

４．持株会信託の概要

(1) 委託者	当社
(2) 受託者	住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
(3) 受益者	持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
(4) 信託の目的	持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

以　上